

第116号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

(島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部改正)

第1条 島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第2条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表53の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。